

津市道路位置指定基準

平成18年1月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定（変更及び廃止を含む。以下「道路位置指定」という。）をする場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(道路位置指定の申請)

第2条 道路位置指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号。以下「規則」という。）第8号様式による正本及び副本）又は道路位置変更（廃止）承認申請書（規則第9号様式による正本及び副本）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

縮尺は、2,500分の1とし、方位、道路及び目標となるものを明示すること。

(2) 地籍図

関係土地の公図（法務局備付けのもの）を転写し、地籍図には地番、地目、所有者名及び権利者名を記入し、かつ、指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の位置を明示し、工事完了届提出時においては原則として指定道路部分（道路敷を含む。）は、分筆されていること。

(3) 求積図

縮尺は、500分の1以上250分の1以下とし、縮尺、方位及び指定道路による土地利用計画の範囲を含めたものとする。

(4) 計画平面図

縮尺は、500分の1以上250分の1以下とし、縮尺、方位、指定道路の平面、幅員、長さ、総延長、面積、排水施設の位置及び放流先並びに関係する土地の区域及び区画を記入して土地利用計画を明示すること。

(5) 指定道路横断面図

縮尺は、50分の1以上30分の1以下とし、縮尺、道路敷寸法、道路幅員、有効幅員、側溝の各寸法（内法、幅、深さ、厚さ等）及び路面構造

を明示すること。

(6) 指定道路縦断面図

縮尺は、50分の1以上30分の1以下とし、縮尺、指定道路の長さ、高位差及びこう勾配を明示すること。ただし、計画した指定道路のこう勾配が少ないときは、計画平面図に要所ごとの基準点からの高さを記入することによって、これを省略することができる。

(7) 排水施設及びすみ切り等の平面・断面詳細図

縮尺は、20分の1以上10分の1以下とし、縮尺、各部の名称及び寸法を記入し、計画平面図との関連を明示すること。

(8) 既存道路への接続承諾書（第1号様式）

既存道路への接続については、指定道路と既存道路との関係を明示した図書を添えて、既存道路の所有者その他の権利者の接続承諾書を添付すること。

(9) 道路築造の承諾書等（規則第8号様式）

ア 道路となる土地の所有者その他の権利を有する者の承諾書を添付すること。なお、指定道路部分が私有地の場合には、土地の登記事項証明書及び権利等を有する者の印鑑登録証明書を併せて添付すること。

イ 公道、農道、林道、水路敷等を含め、道路位置指定を受けようとする場合については、これらの所有者又は管理者の承諾書も添付すること。ただし、土地区画整理地区内で仮換地指定の終了地等の場合は、仮換地通知書又はこれに代わる権利者であることを証明する図書とする。

(10) 指定道路の変更又は廃止に伴う承諾書等（規則第9号様式）

指定道路の変更承認又は廃止承認を申請する場合は、その既指定道路の関係者の承諾書を添付すること。なお、私有地の場合には、土地の登記事項証明書及び権利等を有する者の印鑑登録証明書を併せて添付すること。

(11) 関係法令に基づく許可証等

道路位置指定を受ける土地が、風致地区内であるとき、その他関係法令に基づき許可、承認等を要するときは、許可書、承認書等の写しを添付すること。

(12) その他、市長が特に必要と認める書類
(築造承認)

第3条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査を行うものとする。審査の結果、指定基準に適合すると認め

られるときは、指定道路築造承認通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（完了届）

第4条 申請者は、指定道路の築造工事が完了したときは、速やかに工事完了届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（道路位置指定）

第5条 市長は、前条の工事完了届を受理した場合は、現地検査を行い、検査の結果、申請どおり指定道路が築造されていると認めるときは、道路位置指定をし、その旨を公告するとともに、道路位置指定通知書（規則第8号様式副本）又は道路位置指定変更（廃止）承認通知書（規則第9号様式副本）を申請者に交付するものとする。

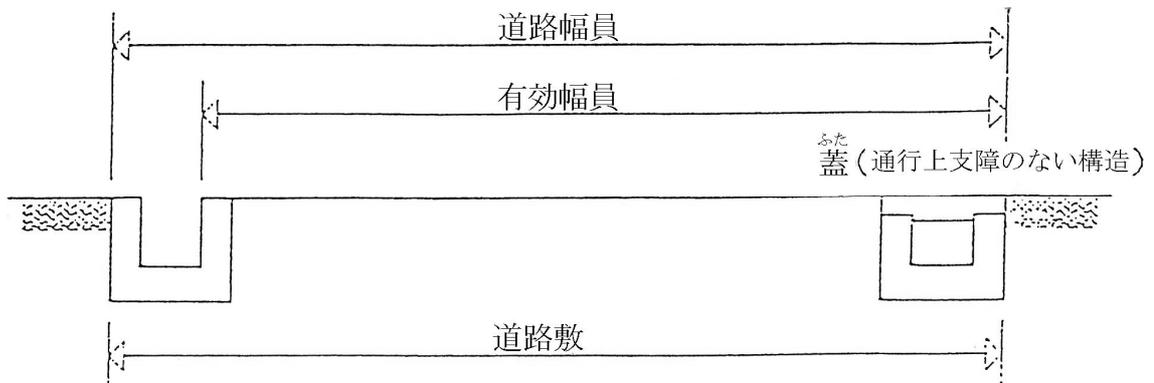
（技術基準）

第6条 指定道路の技術基準は、次に掲げるものとする。

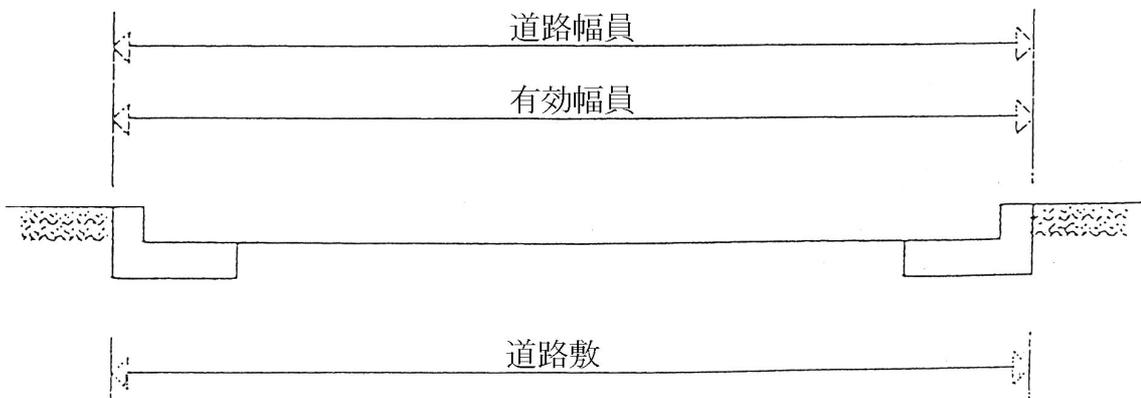
(1) 指定道路の幅員

ア 道路敷、道路幅員及び有効幅員の取り方は、次のとおりとする。

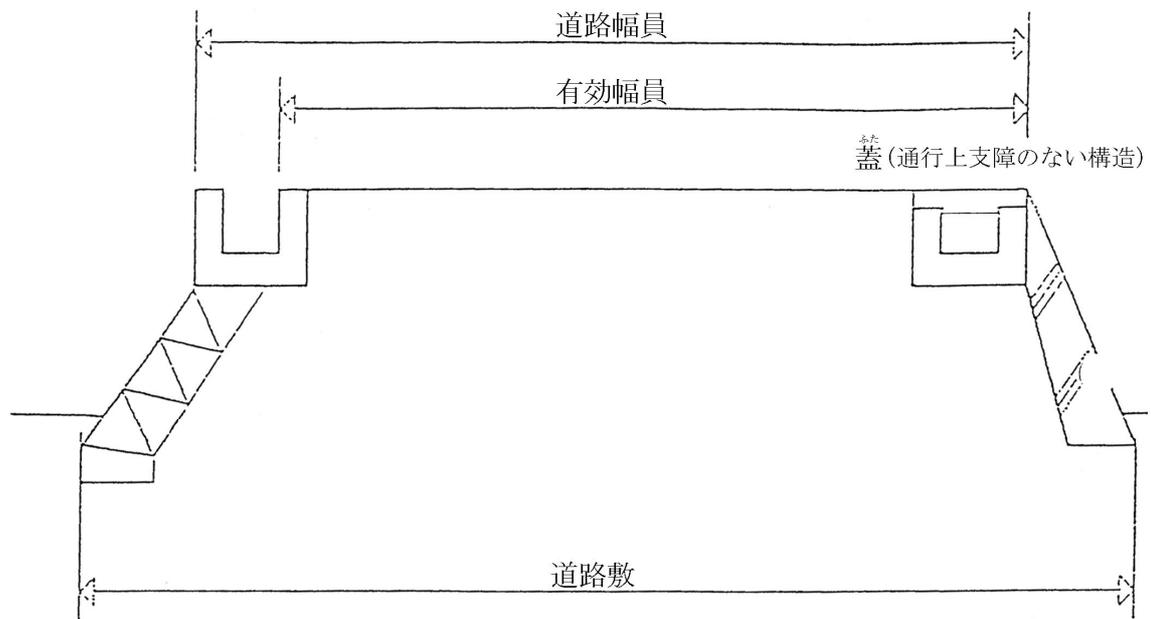
(ア) U型側溝の場合



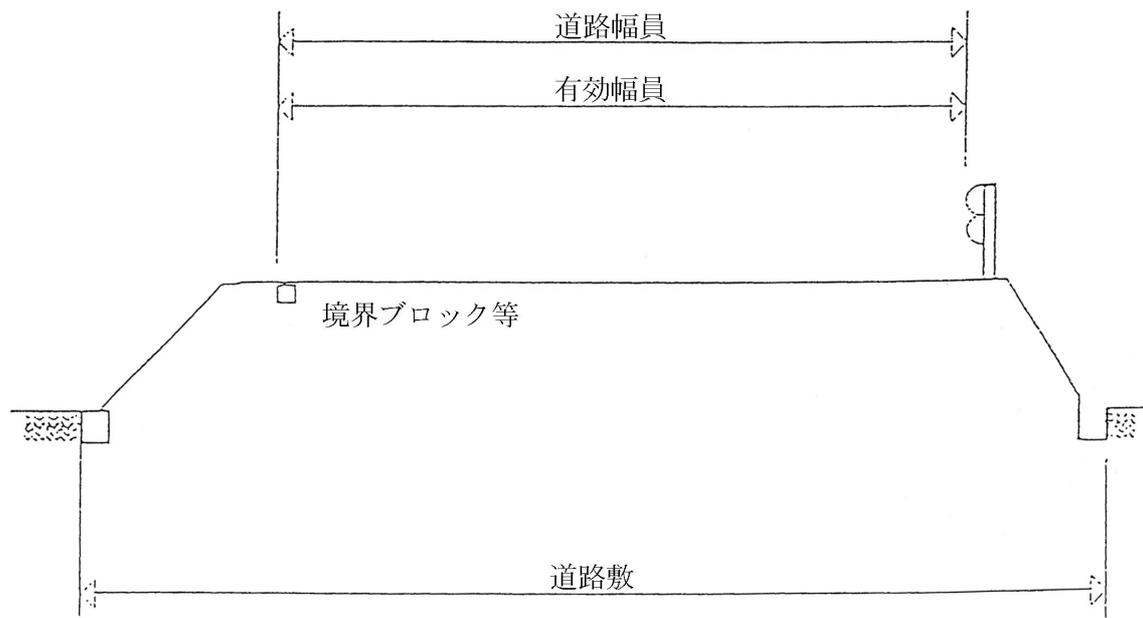
(イ) L型側溝の場合



(ウ) 盛土の場合



(エ) 盛土の場合



イ 指定道路の有効幅員は、原則として6メートル以上とすること。ただし、延長が120メートル未満で通行上支障がない場合は、4メートル以上とすることができる。

ウ 指定道路は、道路敷を含み図面に図示する。

エ 指定道路の公告する幅員は、有効幅員とする。

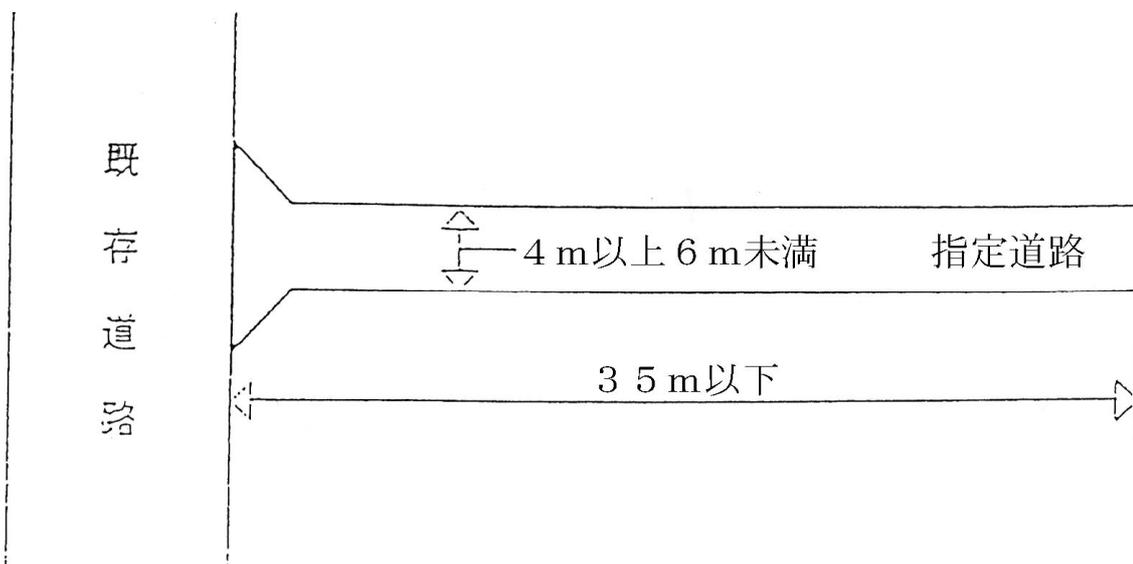
(2) 指定道路の平面計画

両端が他の道路（法第42条に規定する道路をいう。）に接続したもの

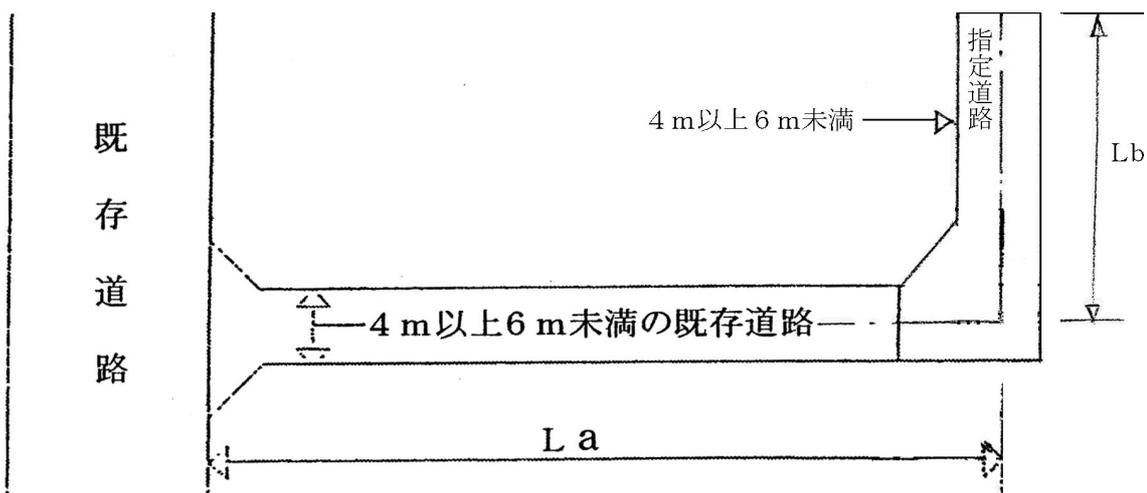
であること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

ア 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ウにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

(ア) 一般道路に接続する場合

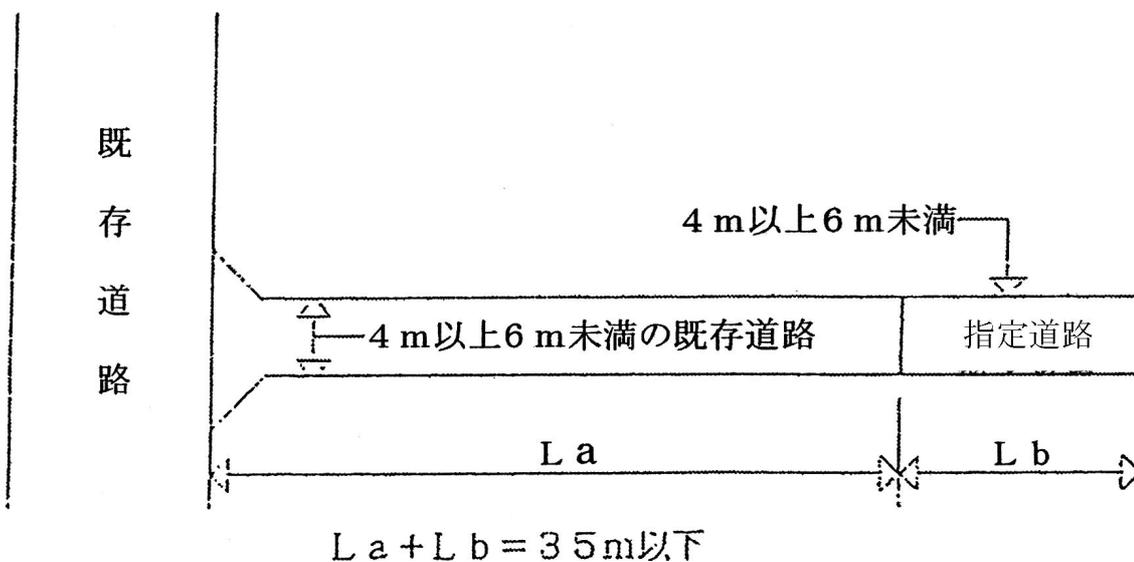


(イ) 袋路状道路に接続する場合

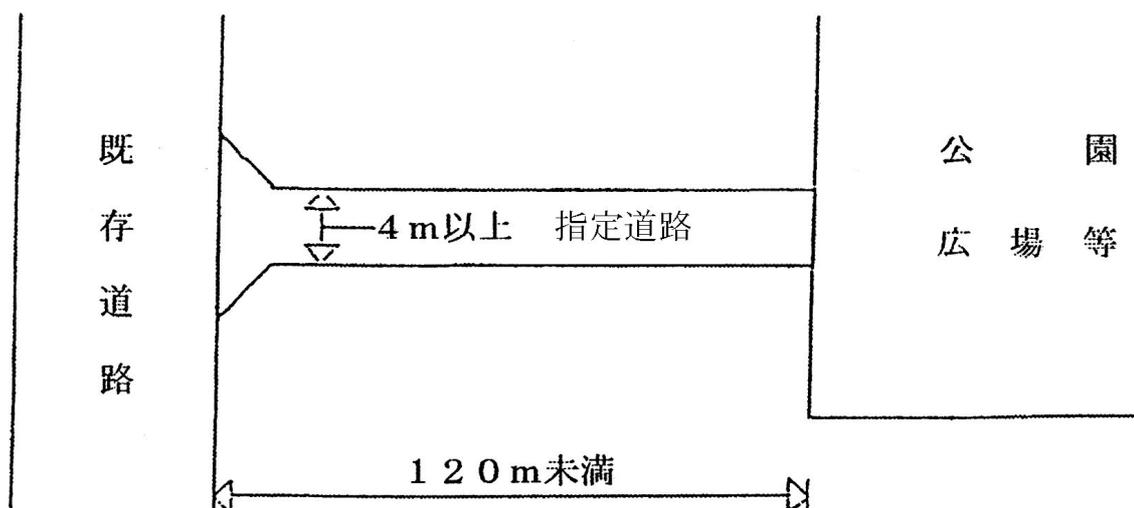


$$L a + L b = 35 m以下$$

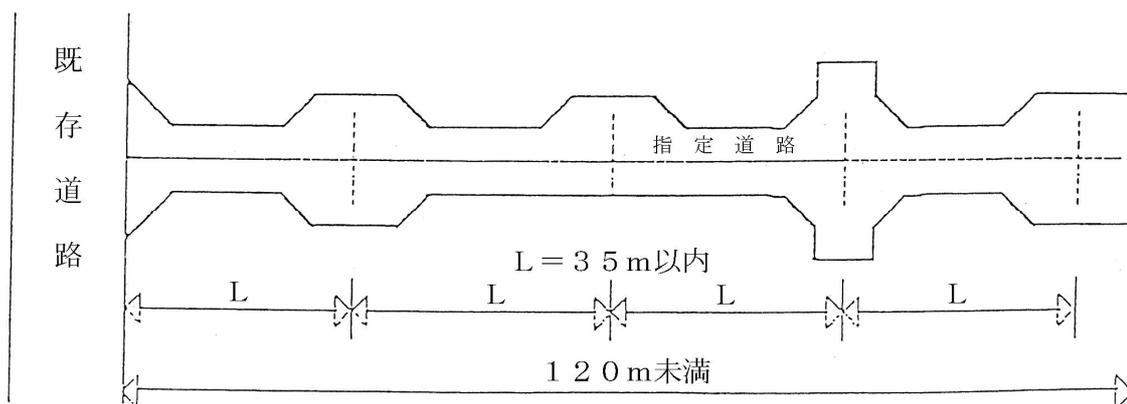
(ウ) 袋路状道路に接続する場合



イ 終端が公園、広場その他これらに類するもので、自動車の転回（管理者の承諾が必要）に支障がないものに接続している場合

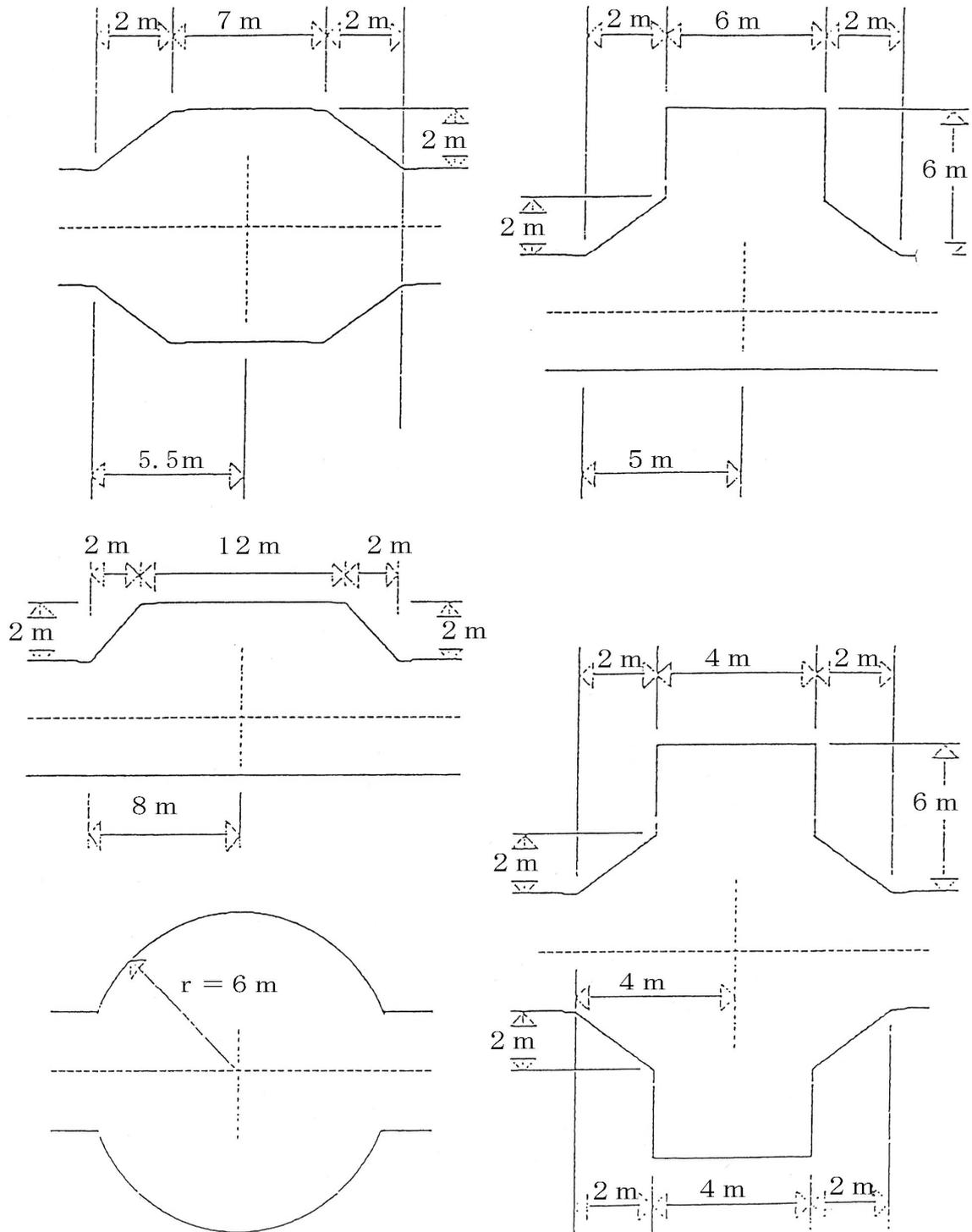


ウ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに、国土交通大臣の定める基準（昭和45年建設省告示第1837号）に適合する自動車の転回広場が設けられている場合



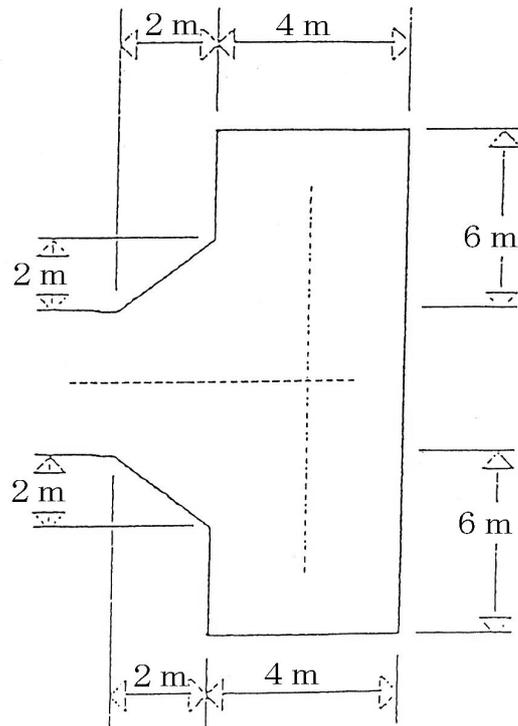
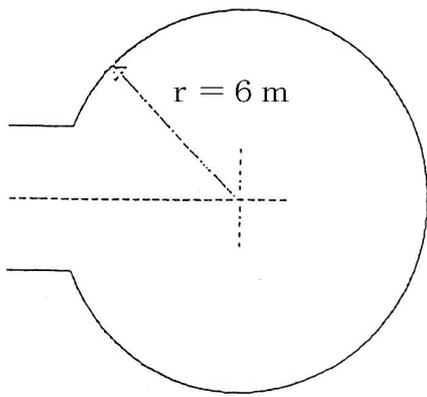
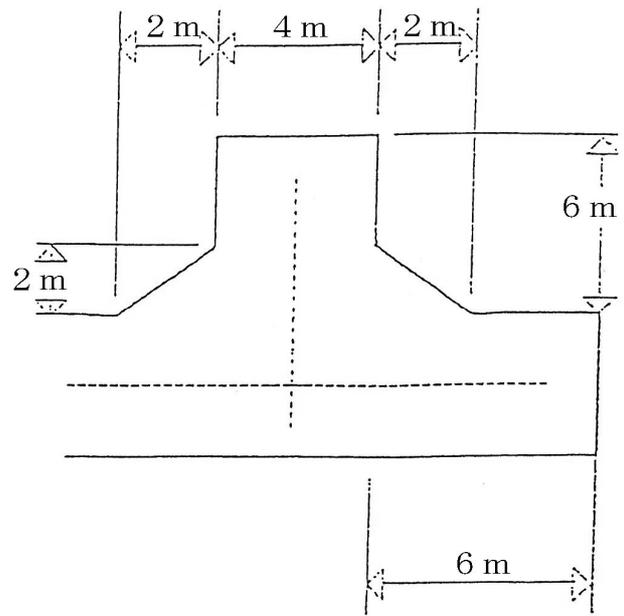
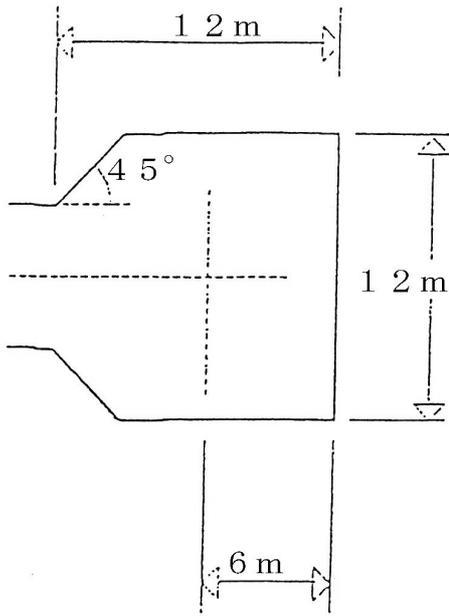
(昭和45年建設省告示第1837号の図解・その1)

* 中間に設ける回転広場

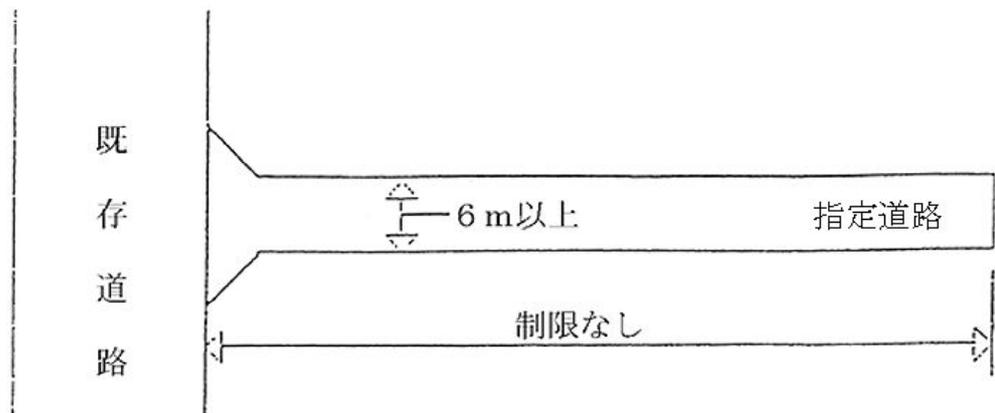


(昭和45年建設省告示第1837号の図解・その2)

* 終端に設ける回転広場



エ 幅員 6メートル以上の場合

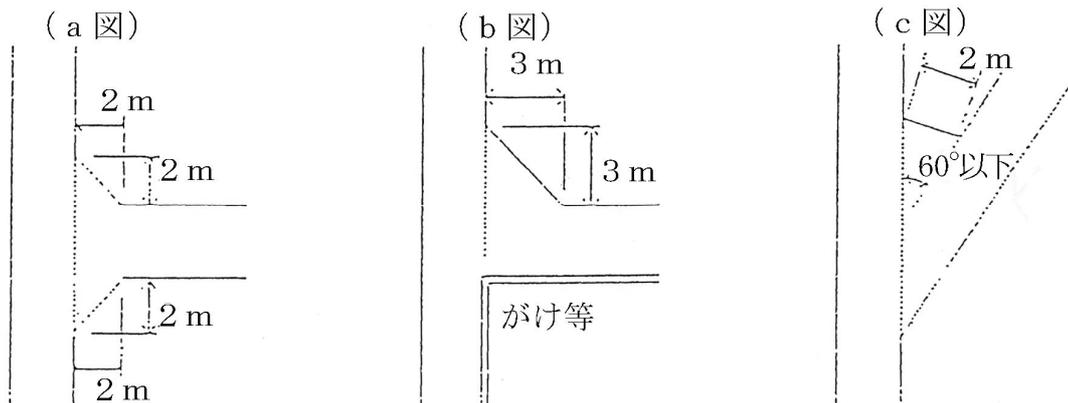


(3) 指定道路のすみ切り

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）には、角地のぐう隅角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分に道に含む道路すみ切りを設けること。（a図）

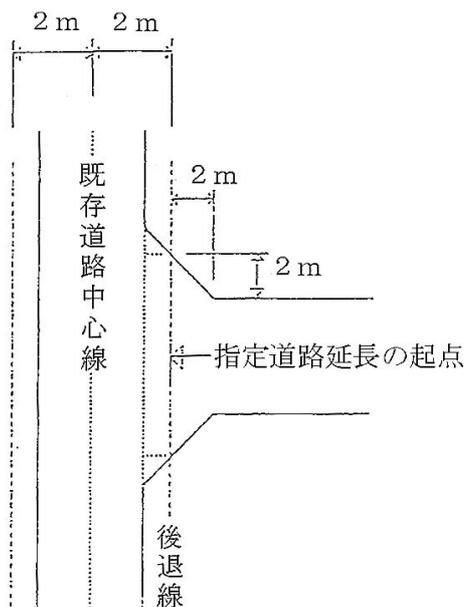
ただし、すみ切りを設ける部分に既存の建築物、高い擁壁又はがけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、他方のすみ切りの辺の長さを3メートル以上にした場合は、この限りでない。（b図）

また、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が60度以下の場合は、角地のぐう隅角をはさむ二等辺三角形の底辺を2メートル以上とする道路すみ切りを設けること。（c図）



(4) 既存道路への接続部分

既存道路への接続部分は、前号による。なお、既存道路が法第42条第2項に規定する道路である場合には、後退線より各寸法をとるものとし、現況の道路から後退線までについても、道路整備すること。



(5) 指定道路の路面

ア 路面は、原則としてアスファルト等で舗装すること。

イ 路面の高さは、指定道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して、冠水等により通行に支障のない高さとする。

(6) 指定道路のこう勾配

指定道路の縦断こう勾配は、1 2 パーセント以下であり、かつ、階段状でないこと。なお、こう勾配が 9 パーセントを超える場合は、スリップ防止等の処置を講ずること。

(7) 排水施設

指定道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街きよ渠等を設け、末端を河川、下水道等に接続し、適切に排水できる構造とすること。

(8) 防護施設

指定道路の通行上、危険を伴うおそれがある箇所には、ガードレール、防護柵、擁壁等の適切な防護施設を設けること。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前に合併前の（津市）道路位置指定基準（平成 2 年 4 月 1 日施行）の規定によりなされた道路位置指定、承認、手続その他の行為は、

それぞれこの基準の相当規定によりなされた道路位置指定、承認、手続その他の行為とみなす。

第1号様式（第2条関係）

既存道路への接続承諾書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定について、この図書の記載どおり既存道路の所有者（又は権利者）として、貴殿道路が接続されることに異議なく承諾いたします。

年 月 日

（氏 名） 様

住 所
氏 名



第2号様式（第3条関係）

指定道路築造承認通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）

年 月 日付けで申請のありました次の申請位置に係る道路については、指定基準に適合しているので、申請書どおり築造してください。なお、工事が完了したときは、速やかに工事完了届を市長に提出してください。これにより現地検査を行い、築造が申請書どおり完了していると認めたときは、指定いたします。

指定のない道路は、建築基準法上の道路として取り扱いませんので、建物の建築はできません。

築 造 場 所	
---------	--

第3号様式（第4条、第5条関係）

工 事 完 了 届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

築造主 氏 名

㊟

電 話

年 月 日付け（記号番号）で、築造承認された道路（私道）を次のとおり築造したので届けます。

築 造 し た 場 所	
工 事 完 了 年 月 日	
受 付 欄	